

## 別紙様式 6

## 随意契約結果表

所 属	観光振興課—2300013
契約日	令和 6 年 3 月 27 日
契約業者名	三井住友カード株式会社
品 名	クレジットカード消費データ
契約金額 (税込み)	8,800,000 円
随意契約理由	<p>本業務は、やまなし観光推進計画に定める観光消費額等の KPI を達成するため、日本人及びインバウンドに関するクレジットカード消費データを購入し、効果検証及び事業立案等の基礎データとして活用するものである。</p> <p>三井住友カード㈱は、会員数 1,300 万人・加盟店数 200 万店、年間取扱金額 12 兆円、取引数 5 億件/月 ものボリュームで決済データを保有しており、観光庁が公表する旅行消費額データの約 20% を占めるなど業界トップクラスとなっている。</p> <p>同社の決済データは、個人や加盟店が特定できないよう統計処理が施され、顧客属性や、顧客行動ごとに集計した購買情報について、様々な切口での集計・可視化が可能である。</p> <p>また、同社は、(公社)日本観光振興協会が事務局を務める「日本観光振興デジタルプラットフォーム推進コンソーシアム」にメンバーとして参画し、自治体や観光協会等に観光関連データを提供する「観光予報プラットフォーム」において、決済データを提供することにより、官公庁等におけるマーケティングを支援している。</p> <p>本業務の実施に際し、必要となるデータを提供できる業者は同社しかいないため、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とする。</p> <p>また、当該データは一會社の専有するものであり、山梨県財務規則第 137 条第 3 項の特別な理由に該当するので見積合わせを省略する。このため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とし、財務規則第 137 条第 3 項により見積合わせを省略する。</p>
随意契約の根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号